安倍政権の内閣法制局長官人事に抗議し、撤回を求める声明

安倍政権は、今月8日、内閣法制局長官を交代させ、新しい長官として、 外務省出身の小松一郎駐仏大使(以下「小松氏」)の起用を閣議決定した。

小松氏の内閣法制局長官起用は、内閣法制局での勤務経験のない外務官僚を長官とする異例の人事であるうえ、小松氏は第一次安倍内閣時代、外務省国際法局長として「安全保障の法的基盤の再構築に関する検討会」(安保法制懇)の報告書作成に深く関与した人物であり、このような人事は、安倍政権が集団的自衛権行使容認などを柱に推し進めている解釈改憲、立法改憲のための地ならしに他ならない。

すなわち、安倍政権は、本年2月8日に安保法制懇を再開させ、この安保法制懇が出す新提言を受けて、集団的自衛権の行使を禁ずる歴代政府の憲法解釈を破棄・変更しようとしている。さらに、集団的自衛権の行使を全面的に認め、多国籍軍や有志連合による戦争や武力行使に参加することや、自衛隊の存在を公認し交戦権の行使を認めるといった、憲法9条に真っ向から反する「国家安全保障基本法」の制定も狙っている。こうした明らかに憲法に反する策動を推し進めようとすれば、「政府の憲法解釈の番人」と呼ばれる内閣法制局のこれまでの見解と衝突することになることから、安倍首相と近い考えをもつ小松氏を内閣法制局のトップにすえることで、内閣法制局の封じ込めを図ったのである。

このことは、小松氏の内閣法制局長官起用が、当初議員立法として制定を強行することが狙われていた「国家安全保障基本法」について、安倍首相が閣法とする考えを表明した直後に行われたことにも、端的に表れている。

自由法曹団は、憲法9条によって禁じられてきた集団的自衛権の行使を認め、解釈改憲、立法改憲によって憲法9条を死文化させるための布石として行われた今回の内閣法制局長官人事に強く反対し、改憲反対の立場から徹底的に批判するとともに、上記人事を速やかに撤回することを要求する。

2013年8月9日

自 由 法 曹 団 団 長 篠 原 義 仁